

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業場			
届出先及び 届出年月日	○○労働基準監督署 広島県○○厚生環境事務所(支所)	令和○年○月○日 令和○年○月○日	発注者又は自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○開発(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日		令和○年○月○日	住所 広島県○○市○○町○一○
看板表示日		令和○年○月○日	
解体等工事期間	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日		
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日		
調査方法の概要(調査箇所)			
<p>【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査</p> <p>【調査箇所】建築物全体(1~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例) 1階機械室(改修等工事対象場所)</p>			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			
<p>【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリンソタイル 1階 機械室 保溫材(石綿含有とみなし)</p> <p>【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保溫材③ 1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他建材④⑤</p>			
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他		
集じん・排気装置	機種・形式・設置数	・機種:集じん・排気装置 ・型式:○○-200 ・設置数:○台	
	排気能力(m ³ /min)	○○m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回以上)	
	使用するフィルタの種類及び その集じん効率	HEPAフィルタ ・補修効率:99.97% ・粒子径:0.3μm	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ ・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm) ・接着テープ等		
その他の特定粉じんの排出又は 飛散の抑制方法	(例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 ^{注2)} (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}		
備考:その他の条例等の届出年月日			

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合(令和4年4月1日施行)

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例